

いしかわ農村ボランティア「受け入れ隊」規約

(名称)

第1 この組織の名称は、受け入れ隊とする。

(目的)

第2 過疎化・高齢化の著しい進行により人材の確保が困難となっている県内中山間地域において、集落・地区が行う活動に対して都市住民等のボランティアを受け入れることにより、中山間地域の維持・活性化を図るとともに、これらの活動を通じて都市と中山間地域との交流を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3 活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 中山間地域のボランティア受け入れ集落・地区における、「農村役立ち隊」(「いしかわ農村ボランティア」実施要領に定める。)による協働作業
- (2) ボランティア活動を通じた都市住民との交流活動
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な活動であり、個人の営利目的のための活動を除く

2 協働作業は、特殊な技能を必要としない内容とし、事務局の了解を得て決定するものとする。

3 農村役立ち隊による活動は、中山間地域の活性化等に貢献する活動であって、原則として無償で行われるものであり、日当等は求めない。

(隊員)

第4 受け入れ隊員は、第2の目的に賛同し、第3の活動内容を希望する集落・地区組織をもって構成する。

2 受け入れ隊員への登録は、別に定める受け入れ隊登録申込書により手続きを行うものとし、脱退は自由意思によるものとする。

(運営)

第5 受け入れ隊の運営は、県が行うものとし、その事務局は里山振興室が担当する。

(その他)

第6 この規約に定めるもののほか、受け入れ隊に関する必要な事項は、事務局が定める。

附則

この規約は、平成22年5月10日より施行する。

改正

この規約は、平成26年4月8日より施行する。